

令和6年6月定例教育委員会次第

日時： 令和6年6月25日（火）
午前10時～午前11時30分予定
場所： 犬山市役所3階301会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|---------------------------------|------------|
| 第18号議案 | 犬山市部活動地域移行検討委員会規則の制定について | (学校教育課) |
| 第19号議案 | 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第20号議案 | 犬山市ICT活用教育研究委員会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第21号議案 | 犬山市図書館協議会委員の任命について | (文化推進課) |
| 第22号議案 | 犬山市民展審査会委員の委嘱について | (文化推進課) |
| 第23号議案 | 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について | (文化推進課) |
| 第24号議案 | 犬山城管理委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第25号議案 | 犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第26号議案 | 犬山市史編さん委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|------|---|-----------|-------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化推進課) | No.1 |
| (2) | 7月・8月行事予定表について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和6年6月定例議会について | (教育部) | No.3 |
| (4) | 犬山学び場「みらい」について | (学校教育課) | No.4 |
| (5) | 学校健診情報の分析について | (学校教育課) | No.5 |
| (6) | 令和6年度困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会「発達に障がい(凸凹)のある子どもへの上手な支援」 | (文化推進課) | No.6 |
| (7) | 青少年センター紹介カードについて | (文化推進課) | No.7 |
| (8) | 犬山市スポーツ表彰審査委員会委員の委嘱について | (スポーツ交流課) | No.8 |
| (9) | 犬山南小学校北館の施工不良について | (学校教育課) | No.9 |
| (10) | 東部中学校の不審者侵入事案について | (学校教育課) | No.10 |
| (11) | いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.11 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第18号議案

犬山市部活動地域移行検討委員会規則の制定について

犬山市部活動地域移行検討委員会規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市部活動地域移行検討委員会の運営に関し必要なことを定めるため必要があるからである。

犬山市部活動地域移行検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) スポーツ団体又は文化団体の関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への

出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

犬山市教育委員会第19号議案

犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和6年度 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員（案）

任期：委嘱日～令和7年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	団体関係者	林 昭 夫	犬山市小中学校PTA連合会代表 (犬山中学校PTA会長)	新規
2	団体関係者	櫻 木 茂 樹	名古屋法務局 一宮支局長	新規
3	団体関係者	渋 谷 壘	犬山警察署 生活安全課長	新規
4	学校関係者	後 藤 栄 吉	犬山市小中学校長会 会長	新規
5	学校関係者	高 木 潔	犬山市小中学校長会 中学校代表	新規
6	学校関係者	長谷川 直 哉	犬山市小中学校生徒指導担当者代表	継続
7	学識経験者	黒 川 雅 幸	愛知教育大学 教育学部 准教授	継続
8	学識経験者	水 野 幹 伸	愛知県教育委員会 尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター	継続
9	学識経験者	細 野 優 子	愛知県弁護士会 弁護士	継続

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。
- 委員は15人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則に基づき、部会を設置することができる。
- 協議会の委員は、学識経験者、学校関係者、団体関係者、市職員から教育委員会が委嘱する。
- 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2) 協議会について

- 協議会の定例会は年に2回開催する。必要がある場合は、会長が招集し、臨時会を開催する。

犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、犬山市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により設置した小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ問題全般の指導のために必要な関係事項等についての研究及び情報交換に関すること。
- (2) いじめ問題全般の該当児童生徒の指導についての研究及び情報交換に関すること。
- (3) 個別ケースのいじめ問題等についての情報交換に関すること。
- (4) 個別ケースの該当児童生徒の指導についての役割分担に関すること。
- (5) 個別ケースの指導経過についての対応研究及び情報交換に関すること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 団体関係者
- (4) 市職員

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会の会議は、定例会及び臨時会を開く。とし、定例会は2回開く。

3 協議会が必要があると認めるときは、学識経験者、学級担任その他いじめ問題等の関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 いじめ重大事案の報告があった場合は、この協議会をもって事務者的な検討作業を行う。

(部会)

第7条 協議会は、いじめ重大事案の報告があった場合において、いじめ重大事案に関する問題の危険性について実務的な検討作業を行うため、当該いじめ事案の発生した市立小中学校に部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（平成26年4月1日施行）に基づく犬山市いじめ問題対策連絡協議会の会長又は副会長であった者は、この規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

犬山市教育委員会第20号議案

犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市 ICT 活用教育研究委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度の犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和6年度犬山市ICT活用教育研究委員会

任期：委嘱日から令和7年3月31日まで

No.	役職	区分	職名	氏名	委嘱
1	委員	学校関係者	校長会 会長 (城東小学校校長)	後藤 栄吉	新規
2	委員	学校関係者	校長会代表 (南部中学校校長)	間部 克敏	新規
3	委員	学校関係者	ICT活用研究委員会 委員長 (栗栖小学校校長)	野口 和敏	新規
4	委員	学校関係者	犬山市立中学校 教員代表 (城東中学校主幹)	小室 武	継続 (5期)
5	委員	学校関係者	ICT活用研究委員会 庶務 犬山市立小学校 教員代表 (羽黒小学校)	鈴木 寛央	継続 (5期)
6	委員	市職員	経営部情報政策課長	上原 敬正	継続 (2期)
—	アドバイザー	学識経験者	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	玉置 崇	継続 (5期)

・目的（犬山市附属機関設置条例）

教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。

- ・委員は15人以内とする。
- ・任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- ・構成（犬山市ICT活用教育研究委員会規則第4条）
学識経験者、学校関係者、市職員
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- ・委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を定める。
- ・委員会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

犬山市教育委員会第21号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する
条例第6条の規定により別紙のとおり任命するものである。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の辞職に伴い、
犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからである。

犬山市図書館協議会委員名簿

今回任命を予定する委員 任期 任命の日～令和7年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	富岡 仁	名古屋経済大学図書館館長	学 識 経 験 者	新規

任期中の委員 任期 令和5年7月1日～令和7年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	大藪 正 恭	犬山市小中学校代表 (犬山西小学校校長)	学 校 教 育 関 係 者	継続
2	森岡 万 朱 衣	犬山市社会教育審議会委員 (婦人会連絡協議会会長)	社 会 教 育 関 係 者	継続
3	古川 よ し 子	どんぐり文庫主宰	家庭教育の向上に資する活動を行う者	継続
4	石 田 民 子	けるるんくっく代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	継続
5	小幡 章 子 (本名：豊田章子)	名城大学非常勤講師	学 識 経 験 者	継続

【任期 2年 (令和5年7月1日 ～令和7年6月30日まで)】

1) 設置について

- 図書館法(昭和25年4月30日号外法律第118号)に基づき設置
- 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命
- 犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年6月30日条例第18号)に基づき、委員の定数及び任期その他必要な事項について定める
- 定数は10人以内
- 任期は2年
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会に会長及び副会長を置く
- 協議会の会議は、会長が招集する。会長が不在の場合は教育委員会が招集する。

2) 役割

- 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。
- 協議会を年2回(7月、2月)開催

3) 報酬

- 日額 7,200円
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第22号議案

犬山市民展審査会委員の委嘱について

犬山市民展審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

第70回犬山市民展審査会委員名簿

	部門	氏名	備考
1	日本画の部	伊藤 恵以知(栄一)	継続
2		長瀬 喜久男	継続
3		笈 直子	継続
4	洋画・デザインの部	野村 とも子	継続
5		杉田 泰昌	継続
6		かわい ふくみ (田中 福美)	継続
7	書の部	松浦 白碩(康幸)	継続
8		落合 深淵(義光)	継続
9	彫塑工芸の部	石川 裕	継続
10		田口 哲也	継続
11	写真の部	中道 慶一	継続
12		きむらよしひろ (木村吉宏)	新規
13	詩の部	岡田 義彦	継続
14		かわい ふくみ (田中 福美)	継続
15	短歌の部	馬淵 典子(安田)	継続
16	俳句の部	宮地 瑛子	継続
17		酒井 とし子	継続
18	川柳の部	飯田 重樹	新規
19		竹内 浩	新規

【委嘱期間：令和6年7月31日から令和7年7月30日まで】

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、市が実施する犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議する。
 - ・委員は22人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
 - ・委員の任期は、1年とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- 犬山市民展審査会規則(平成29年3月27日教委規則第15号)に基づき審査会を開催する。
 - ・審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - ・審査会に会長を置く。
 - ・審査会は会長が招集する。

2) 役割

- 犬山市民展入選作品等の審査をおこなう

3) 報酬

- 日額7,200円
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第23号議案

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員

任期【令和6年7月1日～令和7年3月31日】

NO	氏名	所属	選出区分	新規・継続
1	横井 耕市	犬山市社会教育審議会 会長	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
2	堀 美鈴	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	継続
3	木澤 和子	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	継続
4	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会 委員	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
5	佐藤 正之	名古屋経済大学教授	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続

1)設置について

○犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付対象となる事業の選定に関する事項を審査する。
- ・委員は6人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- ・委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)

○犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則(平成30年4月1日施行)に基づき審査会を開催する。

- ・審査会の委員は犬山市教育委員会の委員及び犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)から教育委員会が委嘱する。
- ・審査会に委員長を置く。
- ・審査会は必要に応じて、委員長が招集する。

2)審査会の開催について

- ・年1回(3月頃に審査会を開催する。)

3)犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金について

- ・市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図る目的で、市民が自主的に行う継続性のある文化・芸術事業に対し、補助金を交付する。

犬山市教育委員会第24号議案

犬山城管理委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山城管理委員会委員 名簿 (案)

今回委嘱を予定する委員

任期：委嘱の日～令和7年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	小川清美	犬山市議会議員	犬山市議会建設経済委員会委員長	新規

任期中の委員

任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員長	日比野良太郎	学識経験者	犬山商工会議所名誉会頭	
2	委員	成瀬淳子	犬山城関係者	(公財) 犬山城白帝文庫理事長	
3	委員	宮田昭男	犬山城関係者	(公財) 犬山城白帝文庫理事 (医) 宮田眼科理事長	
4	委員	柴田浩行	犬山市議会議員	犬山市議会議長	
5	委員	久世高裕	犬山市議会議員	犬山市議会民生文教委員会委員長	
6	委員	白水正	学識経験者	犬山城白帝文庫歴史文化館館長	
7	委員	瀬口哲夫	学識経験者	犬山市都市計画審議会会長	
8	委員	赤塚次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会委員	

(1)設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、国宝犬山城天守及びその付近一帯の管理及び運営に関する事項について調査及び建議するために設置。
- ・委員は犬山城管理委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。
- ・委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(2)委員会の開催について

- ・年2回程度開催。
- ・内容は年度ごとの事業や管理状況の報告とそれらに関する建議。

犬山市教育委員会第25号議案

犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会委員 名簿 (案)

今回委嘱を予定する委員

任期：令和6年7月1日～令和7年5月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	伊藤 彰啓	関係施設の所有者等	日本庭園有楽苑 所長	新規
2	委員	粟田 雅貴	関係行政機関職員	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課長	新規

任期中の委員

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員長	越澤 明	学識経験者	北海道大学名誉教授 一般財団法人住宅保証支援機構理事長	
2	委員	荻谷 勇雅	学識経験者	元 文化庁 文化財鑑査官	
3	委員	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会副会長	
4	委員	加茂 紀和子	学識経験者	名古屋工業大学教授	
5	委員	中村 真咲	学識経験者	名古屋経済大学犬山学研究センター長	
6	委員	下間 久美子	学識経験者	國學院大學教授	
7	委員	久世 高裕	市議会議員	犬山市議会議員	
8	委員	成瀬 淳子	関係施設の所有者等	公益財団法人犬山城白帝文庫理事長	
9	委員	岡田 雅隆	関係施設の所有者等	一般社団法人犬山市観光協会会長	
10	委員	二ノ宮 明彦	関係行政機関職員	愛知県一宮建設事務所長	
11	委員	辻 光代	関係行政機関職員	愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室長	

(1)設置について

・教育委員会の諮問に応じ、歴史的風致維持向上計画の策定及び同計画の実施に関する事項について審議するために設置。

・委員は犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。

・委嘱期間は委嘱の日から2年。

・委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

(2)委員会の開催について

・年1回程度開催。

・内容は年度ごとの歴史まちづくり計画関連事業の進捗報告とそれらに関する審議等。

犬山市教育委員会第26号議案

犬山市史編さん委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市史編さん委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年6月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市史編さん委員会委員名簿（案）

今回委嘱を予定する委員

任期：審議期間

No.	職名	氏名	委員区分 (規則第2条の該当号)	所属等	備考
1	委員	渡邊智治	(2) 公共的団体	犬山市教育委員会 教育長職務代理者	新規

任期中の委員

任期：審議期間

No.	職名	氏名	委員区分 (規則第2条の該当号)	所属等	備考
1	委員長	羽賀祥二	(1) 学識経験者	名古屋大学名誉教授	
2	委員	岡本耕平	(1) 学識経験者	愛知大学文学部教授	
3	委員	赤塚次郎	(2) 公共的団体	犬山市文化財保護審議会 副会長	
4	委員	岡田雅隆	(2) 公共的団体	(一社) 犬山市観光協会 会長	
5	委員	高橋秀治	(2) 公共的団体	犬山商工会議所会頭	
6	委員	中村真咲	(2) 公共的団体	名古屋経済大学 犬山学研究センター長	

(1) 設置について

○犬山市附属機関条例（平成28年12月28日条例第36号）に基づき委員会を設置する。

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市史の編さんに関する事項について調査及び審議する。
- ・委員は30人以内とする。
- ・委嘱期間は審議期間とする。

○犬山市史編さん委員会規則（令和3年3月24日教育委員会規則第6号）

- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催予定。